



質問内容

定期巡回の夜間対応型

既存の夜間対応型訪問介護との違いは何か。

夜間対応型の利用者において、夜間帯以外の時間帯に緊急時等の対応、訪問が必要となった際の対応や請求はどうか。

夜間対応型を実施するにあたり、新たに夜間対応型の申請が必要か。

月の途中で夜間対応型から、通常定期巡回への変更は可能か。可能な場合、「基本夜間訪問サービス費」の取扱いはどうか。

夜間対応型の導入により、運営規程、重説などへのサービスの取扱の文言の追加は必要か。

総合マネジメント体制強化加算

総合マネジメント体制強化加算Ⅰの算定要件6に該当するものは、具体的にはどのようなものを指すのか？

総合マネジメント体制強化加算Ⅰの算定要件8に記載の「他事業所等」とは、看護ステーションやケアプラザが開催している会に参加した場合、看護ステーションとの共同での勉強会も対象でしょうか。

総合マネジメント体制強化加算Ⅰの算定要件9に記載の「市町村が実施する通いの場」とは、他事業所が開催している運営推進会議への出席も含まれるか。

その他

口腔連携強化加算について、歯科側との書類のやり取りが必要か。どうすれば加算が取得できるか。

随時対応サービスの集約について、実際の運用事例があれば教えてほしい。

※お時間の都合により、質問の順番が前後する場合や、変更となる場合がございますので、ご了承ください。